

秋田県とブックオフコーポレーション株式会社との包括連携協定書

秋田県（以下「甲」という。）とブックオフコーポレーション株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、持続可能で活力ある地域づくりの推進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 循環型社会の推進に関する事
  - (2) 教育支援に関する事
  - (3) 読書機会の創出に関する事
  - (4) 地域経済の活性化に関する事
  - (5) その他、両者が必要と認める事項に関する事
- 2 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 3 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

- 2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の締結および実施において知り得た他の当事者の秘密事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年6月3日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県知事

鈴木健太

乙 神奈川県相模原市南区古淵二丁目14番20号  
ブックオフコーポレーション株式会社  
代表取締役社長

堀内康隆

「秋田県とブックオフコーポレーション株式会社との包括連携協定書」  
に基づく具体的な連携事項

**1 循環型社会の推進に関すること**

リユースの推進

- ・ 県有施設等への不用品回収ボックスの設置によるリユース機会の提供
- ・ 県が推進する県民参加型の環境イベントへの参加

**2 教育支援に関すること**

キャリア教育への協力

- ・ リユース、SDGs 関連の学生向けカリキュラムの提供
- ・ 社会学習の機会の提供
- ・ 学生を対象とした職場体験・インターンシップの受入れを実施

**3 読書機会の創出に関すること**

(1) 子供の読書機会の増加

- ・ 児童施設、学校等への書籍の寄贈

(2) 地域格差の解消

- ・ 書店が無い地域における書籍関連サービスの提供

**4 地域経済の活性化に関すること**

(1) 交流イベントの開催・参加

- ・ 県関係施設を活用した地域交流に資するイベントの開催や参加

(2) 観光資源・文化の発信

- ・ 県内観光地等の PR への協力

**5 その他、両者が必要と認める事項に関すること**

(1) 生活環境の整備に向けた支援

- ・ 高齢者を対象とした不用品整理の支援

(2) 災害発生時における支援

- ・ 被災者向けの各種支援

(3) その他、連携事項に記載のない取組や両者が必要と認める事項については、別途協議を行い、実施する。